

企画趣旨

佐藤岩夫

本特集は、2014年2月に逝去した広中俊雄博士（以下、本特集においては敬称を省略する）の法学研究を、各分野の研究者が多面的に検討し、それを通じて今後の法学研究への示唆、受けとめるべき課題を探るものである。

周知のように、広中は、法学のひろい分野にわたり多くの研究を著した¹⁾。民法学の領域においては、『債権各論講義』を初めとする多数の著書・論文があり、その集大成として、『新版民法綱要第一巻総論』において独創的な民法体系論を提示した。法社会学の領域においては、『警備公安警察の研究』を初めとする警察研究、法意識論や法過程論の研究に重要な足跡を残し、さらに、ローマ法の領域においても、『契約とその法的保護』、ドイツのサヴィニー雑誌掲載論文などで内外の高い評価を得る研究を行った。そして、広中は、大学人として、大学を取りまく困難な状況のなか、大学の自治をつらぬく大学運営にあたるとともに、大学のあり方についての原則的立場を明らかにする論文を発表し（「大学の管理運営に関する検討について」ほか）、さらに、最晩年の著作においては、「人間の尊厳」を中心に据える憲法9条論を展開した（『戦争放棄の思想についてなど』）。

その広中は、かつて、自らの法学研究の多様な広がりを支える根底の関心について次のように語っていた——「私がある時その時に興味を複数のものに向けつつ生きてきたその根底には、一貫したあるものが流れていたと自分では感じている。それは、別個の関心のようにでありながら切り離しがたく絡みあっているために私には一体をなす関

心として自覚されるところの、国家というものに対する関心と人間というものへの関心である。」（広中俊雄『国家への関心と人間への関心』日本評論社、1991年、「はしがき」）

「国家というものに対する関心と人間というものへの関心」というこの言葉は、ひとり広中の法学研究を支える関心というだけでなく、現在の日本の法学研究が対峙すべき重要なトピスをあらためて簡潔かつ明快に提示しているように思われる。「国家」「国家のために」という言葉が、ときの政治によって軽々と、情緒的・扇情的に弄ばれる現在において、法学研究は「国家」への関心をどのように主題化し、法学理論の発展につなげるのか。また、広中が、市民社会に成立する「人格秩序」（その中核をなす人格権）として民法体系論の基礎に据え、さらに、憲法9条論の基礎に据えた「人間の尊厳」を、現代の法学研究はどのように主題化し、法学理論の発展につなげるのか。

広中は、概念の明晰さと論理の堅牢さをことのほか重視した法学者であった。そして、その根底には、——かつて樋口陽一が用いた言葉を借用すれば、「広中法学という硬質の固さを持ったロゴスの奥」（上掲『国家への関心と人間への関心』178頁）には——、国家への関心と人間への関心があった。個別の法分野を超えた広がりを持つ広中の研究を、その根底にある問題関心にまで遡って考察することは、現在、そしてこれからの法学研究に重要な示唆を与えるものと思われる。

（さとう・いわお 東京大学教授）

1) 広中の著作の一覧は、傘寿記念論集『法の生成と民法の体系』（林信夫他編、創文社、2006年）に収録された後、さらにその後刊行された著作を補った最終の著作目録が、追悼文集『廣中俊雄先生を偲ぶ』（廣中俊雄先生を偲ぶ会編、非売品、2015年）に収録されている。